

「ごみ収集事業」の個別外部監査報告書
に対する対応策について（報告）

平成18年11月

ごみ収集事業外部監査対応部会

目 次

○ 「ごみ収集事業」の個別外部監査報告書に対する対応策について(報告)	1
Ⅰ 外部委託について	3
Ⅱ 清掃職員関連について	4
Ⅲ 作業計画関連について	6
Ⅳ 資源回収関連について	7
Ⅴ 契約関連について	8
Ⅵ 家庭ごみ有料化関連について	14
Ⅶ 戸別収集関連について	15

平成 18 年 11 月

「ごみ収集事業」の個別外部監査報告書に対する対応策について(報告)

平成 17 年 6 月 30 日から 9 月 29 日まで「ごみ収集事業」について、次の(1)から(5)の項目を経済性、効率性、有効性の視点から監査が行われ、9 月 30 日に個別監査報告書が提出された。

【監査の視点項目】

- (1) ごみ収集事業に関する事務事業評価及び政策・施策評価の検証
- (2) ごみ収集のコスト分析とその効率性、サービス水準について
- (3) 資源リサイクルの事業とコスト分析について
- (4) 集団回収支援の費用対効果について
- (5) 今後のごみ収集事業について

この報告を受け、平成 17 年 10 月に行財政改革推進本部のもとに「ごみ収集事業外部監査対応部会」を設置し、対応策を検討してきたが今般取りまとめたので報告する。

報告書は、監査人からの 43 件の意見・指摘事項について、「外部委託について」、「清掃職員関連について」、「作業計画関連について」、「資源収集関連について」、「契約関連について」、「家庭ごみ有料化関連について」、「戸別収集関連について」に整理し、それぞれの対応策をまとめたものである。

I 外部委託について

<p>指摘事項・意見</p>	<p>1 民間委託の推進について</p> <p>○主な経費である一部事務組合負担金、雇上費用は現状では杉並区のごみ削減努力が必ずしも経費削減に結びつかない仕組みになっている。行政コストの削減という観点から見た場合、まず杉並区単独で管理可能な費目、かつ、経済的効果が期待できる人件費の管理をいかに進めるかが重要な課題になる。そのためには業務委託化の具体的な検討が欠かせない。</p> <p>○コスト推計の結果、区直営車のコストより、雇上契約の方が2.7%～10.8%安い結果となった。収集運搬業務を民間委託化した場合のコスト削減は過去の調査によると約半額となるとの調査結果がある。調査結果との差異は雇上契約における人件費が結果的に公務員並みに算定されているためと考えられる。試算は短時間による概算であるので、より詳細な検討を区として独自に実施する必要がある。</p> <p>○コスト推計の結果、収集職員の給与が平均で約700万円であり、民間に比べ高い水準にあると考えられる。経済性・効率性の観点からは直営から民間への業務委託化をより進めていくことが望まれる。</p> <p>○監査人独自の試算では、トン当たり価額で比較した場合、区の収集（雇上契約）を100%とすると、民間委託後はその70%になるという試算結果を得た。経済性・効率性の観点からごみ収集事業の民間委託化についてより詳細に検討する必要がある。</p> <p>○ごみ収集業務の民間委託化について区としてさらに詳細な試算を実施する必要がある。民間委託化が種々の制約から一度に実施できない場合でも、可能な部分を探し段階的に実施することを検討する必要がある。この際最も大きな制約条件である余剰人員の受け入れ先を確保する等の対策を検討する必要がある。また、場合によっては早期退職制度の導入をも見据えた制度改革も検討課題となる。</p>		
<p>現在の状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 一部実施</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 検討</p>
<p>対応策</p>	<p>1 民間委託化について</p> <p>家庭ごみの収集・運搬作業を民間委託する方向でさらに検討し、平成19年度中に方針を決定する。</p>		

II 清掃職員関連について

<p>指摘事項・意見</p>	<p>1 運転職員研修 ○現業部門職員の自動車運転職員研修の参加について、1年に1度は全員が受講することが望ましい。清掃協議会に年複数回開催を要望するべきである。</p> <p>2 退職金について ○退職金の実費相当額が確実に精算されるよう、都区調整会議の交渉の窓口となっている特別区長会事務局に働きかけを行うことが考えられる。そのためには清掃派遣職員の将来の退職時の退職金総額の概算を提示する等、その財政負担の大きさを指し示すことが望ましい。</p> <p>3 予備人員について ○非常時の代替要員は、別の業務をしている職員でも十分代替でき、「予備人数」として常時一定数確保して待機させておく必要はない。</p>		
<p>現在の状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 一部実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 検討</p>
<p>対応策</p>	<p>1 運転職員研修の拡充について 自動車運転職員研修は、1泊2日の日程で実施しており、5年間で全運転職員が受講できるように年間7名で実施し、そのために臨時に雇上車を配車して対応してきた。1年に全員が受講できる体制確保のためには、これまでの4倍以上の臨時車対策経費を要し、研修経費も増大させなければならない。また、特殊車両を使用した研修であるため、実施できる機関が限られている。これまでは清掃協議会で23区を取りまとめ実施してきたが、平成18年度から各区対応することとなっている。</p> <p>自動車運転職員の研修については、外部監査の後、平成18年度から3年間で全運転職員が受講できるように年間13名規模の予算措置を行った。研修は稼働車の運転手確保を図りつつ、計画的に実施する。また、職場の連絡事務やOJTの中で安全対策を図ることが、交通安全対策のうえでより実践的で効果があり、平成18年度に新たに導入したドライブカメラの活用とともに、職場内研修などの充実を図って行く。</p> <p>2 退職金について 平成18年度以前の期間部分の清掃職員の退職金については、都区財政調整協議会で、身分切り替えに伴い区に渡す経費として盛り込んでいくことが決定され、退職金の実費相当額が確実に精算されることとなっている。</p> <p>3 予備人員の適正について 予備人員については、通常は技能長の補助事務を行うとともに、事務所に備え付けの軽小型ダンプ車による臨時ごみの収集を始めとした作業に当たり、収集業務の機動性と柔軟性を確保している。交通の状況やごみ量の変化、日々の集積所のごみ出し事情の変化等に対応するため、一定程度の確保は必要である。今後、ふれあい指導班への活用など、清掃事務所全体の定数管理の中で、見直しを図りたい。</p>		

<p>指摘事項・意見</p>	<p>4 乗車人員について ○一部2人乗車が可能な地域や夜間等一部時間帯について2人乗車を実施することは不可能ではないと考えられる。少なくとも2人乗車の可能性について近隣自治体の状況等調査研究を行い、可能性を検討する必要がある。 ○現在の3人乗車を2人乗車の体制に変更できないかを検討すべきで。少なくとも2人乗車の可能性について近隣自治体の状況等調査研究を行う必要がある。一部地域または夜間等一部時間帯について実施する等、区内の地理的、季節的条件を勘案の上、今一度検討されたい。</p> <p>5 収集終了時間について ○収集作業終了時から終業時間まで約2時間あり、その時間と収集作業者の勤務内容を比較検討すると、時間的余裕がありすぎる。収集作業終了時から帰宅時間のまでの間の勤務内容を再確認し、場合によっては労働組合との間の協定を見直し収集回数を増加させるよう検討する必要がある。</p>		
<p>現在の状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 一部実施</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 検討</p>
<p>対応策</p>	<p>4 2人乗車について 2人乗車にすることのデメリットとして、収集時間が長くなることが予想され、現在進めている「午前中収集」の施策に反することになる。しかしながら、地方都市においては2人体制で収集を行っている自治体が多いことは確かである。 近隣自治体や他都市の状況等調査研究を行うとともに、夜間収集地域や一部可能な地域、あるいは収集コースの工夫など、2人乗車や粗大の3人乗車等の人員効率については、交通事情(狭小路地等)、労働安全衛生、直営の場合の運転手と収集職員の作業内容のアンバランス、収集にかかる時間などの課題を踏まえつつその具体化を検討する。</p> <p>5 収集作業方法等の見直しについて 収集作業の終了時間は、全ての曜日、全てのコースに余裕があるわけではないが、1台あたりの収集回数を増やすことは可能と考える。但し、午後遅い収集となる地域については、区民ニーズにも反し苦情が増す恐れがある。 また、翌日以降の作業の段取りや、粗大収集のコースづくり、分別指導など現在も行っているが、収集作業終了後の業務内容をさらに見直すとともに、こうした実務の明確な位置づけや計画的な実施を進める。また、今後の戸別収集の具体化などにおいても収集回数の柔軟な見直しを実施する。</p>		

Ⅲ 作業計画関連について

<p>指摘事項・意見</p>	<p>1 配置・配車計画について ○配車・配員計画の計算式は当年の推計になっており、翌年の推計になっていない。また、計算要素の一部にその適正性について不明瞭なものが含まれているため、結果として配車台数及び収集作業員の配員数に約7.5%の過剰を導いている。上記から最大10%の過剰があると仮定すると雇上車の費用が1.7億円過剰となってくる。また、収集作業員の人数も同様に最大で10%が過剰となる。 ○予備車の保有台数が多すぎると考えられる。区としては、車庫を統合したための余剰と考えており、今後計画的に適正台数まで減らすとのことである。</p> <p>2 収集作業方法について ○方南支所の現場視察において、回収車の無駄が見られた（地区割りと積載量）。適切な収集車の配車及び回収作業員の配員を行うべく、エリア分けを含めた適切な年間計画を作成する必要がある。</p>		
<p>現在の状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 一部実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 検討</p>
<p>対応策</p>	<p>1 配置・配車計画・積載率について 配車・配員計画の基礎となる翌年度のごみ量推計は、前年度の4～6月の実績数値を基本に、過去の実績との比較（比率）を入れて計算しており、ごみ量が減少傾向にあるときには過剰が生じる計算式ともいえる。しかし、近年のごみ量の推移を見る限り大きな変動はないため、現時点では順当な推計といえる。 「計算要素の一部に不明瞭なもの」は、1日に収集するごみ量の上限を計画する「積載率」を指すと考えられるが、ごみ量の季節変動等に対応するために設けられたものである。都から区への事務移管の際スムーズに移行できるよう、95%を93%とし、余裕を持たせた経緯があるが、外部監査の後、平成18年度から可燃ごみについては95%の積載率に見直しを行った。 「積載率」をなくした場合、ときに規定の作業回数では取りきれなくなる、或いは過積載をしなければならないなどの事態が生じるが、通常の排出量より少ない日もあり、平均すれば差し引きゼロとなる。これまでの長い経験や労使交渉の中で決定されてきたものであり、直ちに無くすことは難しいが、区民生活に対する影響を考慮しながら社会状況の変化にあった適正な比率を検討する。また、予備車については、監査時の10台を5台にする計画である。 杉並区は、平成18年10月から区内の一部地域でサーマルリサイクルのモデル実施を行っており、平成20年4月から区内全域での実施を予定している。サーマルリサイクルの本格実施するには、従来のごみ収集の基準を大幅に変更する必要があるため、実施の際に配置・配車計画・積載率等を大幅に見直す。</p> <p>2 収集作業方法の変更について 方南支所の収集作業については、平成18年度以降、収集作業はダブル配車をシングル配車に、新大型車の1台を小型プレス車に変更するなど、ごみ量に見合ったものにする見直しを行った。</p>		

IV 資源回収関連について

<p>指摘事項・意見</p>	<p>1 資源化施設について ○杉並区では資源化施設の確保について、他の民間事業者の受入先候補を選定する、民間とタイアップし共同施設を所有する等の方針をできるだけ早期に定め、迅速に確保されることを望む。</p> <p>2 リサイクル物品について ○資源の対象として、現在不燃ごみとして選定している品目につき、リサイクル率の向上のため資源に選定できるものはないかを再度検討すべきである。今後明確な品目の検討、分別実施年度を立案されることを望む。</p> <p>3 集団回収について ○集団回収支援活動の励みになる施策として支援団体への報奨金の増額、搬入業者に報奨金を与える等具体的な検討を進め、実施すべきである。</p>		
<p>現在の状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 一部実施</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 検討</p>
<p>対応策</p>	<p>1 資源化施設の確保について 循環型社会を目指すうえで、自治体に資源化施設は不可欠である。しかし、交通上の適地選定や住民の理解など資源化施設の確保には困難な課題が伴う。こうした厳しい状況下ではあるが、ごみ減量やコスト削減の根幹となるため、早急に確保する方向で検討したい。検討に当たっては、新たに拡大する分野であるため、民間事業者との協働を中心として検討する。</p> <p>2 リサイクル率の向上について 現在、杉並区においては、既成のリサイクル品目であるびん、缶、古紙のほかに、プラスチック製容器包装のリサイクルの大きな流れをつくりつつあるが、さらに雑紙や生ごみなどの分別回収・リサイクルの方法を検討する。 また、ごみを生み出さない暮らし、ごみの少ない商品の購入など、杉並区のごみ減量の特徴のひとつとなっているごみの発生抑制を、区民や企業等との協働により進める。</p> <p>3 集団回収団体への支援について 集団回収は、行政回収と比較して低コストで良質な資源が回収できる。また、地域コミュニティ形成にも役立つため、積極的に推進する。指摘のように報奨金の増額等団体活動に対するインセンティブを高めるとともに、古紙等の市況が悪くなったとき、業者が引き続き資源を引き取ることができるような支援策を検討する。</p>		

V 契約関連について

清掃業務の契約にか
かる基本的姿勢

外部監査報告では、清掃業務の契約事務について数多くの指摘がされている。区は、清掃事業を効率的に実施するため、様々な業務を民間企業へ委託等しているが、契約にあたっては、事業の適正な遂行を最重点にしている。

清掃業務の委託契約の法的性格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）第6条の2第2項及び第3項並びに同法施行令第4条及び第4条の3の規定によれば、一般廃棄物の収集、運搬又は処理を私人に委託することができ、委託の基準は政令で定めるとされている。その委託の契約は、区市町村の固有事務を私人に義務付ける点で、公法上の契約と位置づけられている。

判例（札幌高裁判例昭和54年11月14日）では、法律施行令第4条第5号で「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。」と定められているのは、一般廃棄物の収集等の業務の公共性にかんがみ、経済性の確保の要請よりも、業務の遂行の適正を重視しているものと解されるとしている。これは、最低価格の入札と契約を締結する一般競争入札の原則をとる地方自治法第234条と異なる考え方であるが、同判例では、廃棄物処理法及び同施行令のほか、更に重ねて、地方自治法234条と施行令第5章第6節（契約）の規定が、適用されるものではないと解するのが相当であるとしている。

要するに廃棄物処理法は、委託契約の方法を一般競争入札、指名競争入札、又は随意契約にするかは市町村の裁量に委ねている趣旨と解されている。

清掃業務の契約の法的性格は上記のようになり、雇上会社等との随意契約については、過去の実績や歴史的経緯を重視し安全確実に業務を遂行するため、結ばれてきた経緯がある。

また、これまで清掃業務の委託を受ける事業者、人材は多くない状況にあったが、現在においても、例えば杉並区で競争入札によって受託できなかった事業者が他の自治体で受託しようとしても、他の自治体においても事業者を育成しており、直ぐに受託できるような状況ではなく、まだ十分な競争的な環境あるとはいえない。

しかし、契約の法的性格や廃棄物を扱う業者の環境とは別に、今回の監査は経済性等の視点から行われており、地方自治法第2条の最小の経費で最大の効果を発揮する原則や、国や地方の大きな負債を有した厳しい財政事情、少し明るい兆しがあるとはいえ民間の厳しい経済情勢と比較した随意契約に対する厳しい見方もあり、今後安全確実な業務遂行を行ないながら、できる限り競争性(効率性)やコスト削減を反映させたものとすることに大胆に取り組んでいく必要がある。

<p>指摘事項・意見</p>	<p>1 随意契約関係について ○点検業務の全てを安易にプラント設置業者に随意契約するのではなく、プラント設置業者以外に発注可能な業者はいないのか、部分的に競争入札が可能な業務がないのか、区の職員で実施可能な部分がないのか等の検討を行う必要がある。 ○区内零細業者の育成という理由は随意契約の理由としては問題がある。区の契約である以上育成と同時に競争性の確保も求められる。なお、組合の構成員の中の自立した事業者は組合から独立させ、業務の一部について競争入札を採用することにより競争性を確保する等の方法を検討すべきである。 ○指定理由書の中には指定理由を簡略化して記載しているものもあり総合的に判断していることを読み取るのが難しいものがあった。 ○安易に一者指定による随意契約とせず可能な契約についてはできるだけ一般競争とし、地元業者育成については入札資格において制限する条件付一般競争入札の採用を検討すべきである。これにより地元企業の新規参入の機会も確保できると考えられる。</p>		
<p>現在の状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 一部実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 検討</p>
<p>対応策</p>	<p>1- (1) 杉並中継所のプラント契約について 杉並中継所のプラントについては、設置業者以外の業者による点検も理論的には可能である。しかし、プラントは個々の機器が一体となっており、分離して委託するのは不合理となる。また、このシステムには設置業者の16件に及ぶ特許・実用新案装置が含まれており、他の業者がその部品の交換を行うためにはその都度、設置業者からの部品購入か、作製の承諾が必要になる。このため、この事実を知った業者は受託しない。たとえ承認しても、作製した部品が現製品と同等の性能を持つ保証がなく安全性に不安が残る。 指摘の点も踏まえ、随意契約を行なう場合にあっても、他都市との比較や過去の実績との比較などにより、適正な価格であるかどうか十分確認し、説明責任を果たして行く。</p> <p>1- (2) 杉並リサイクル事業協同組合との契約について 杉並リサイクル事業協同組合は、循環型社会の実現のため、区がサポートしてつくり上げた区内唯一の資源回収業者の団体である。資源に精通する業者の集合体であることから、倒産等により業務が滞るリスクが少なく、回収、資源化、売却を安定的に的確に行うことができる。現在、これらの条件を兼ね備えた企業及び団体は他にはない。随意契約の理由書に「零細企業」育成とも記したが、主たる理由は前述のとおりである。 しかし、効率性の確保やコスト削減も安全確実な事業執行とともに重要であり、契約事務にかかる基本的姿勢で示したように、清掃分野ではまだ競争的環境が十分に育っていないなか、過去実績を積んできた事業者との随意契約を主として進めざるを得ないが、今後新規参入など競争性の確保に向けて積極的に取り組んで行く。</p> <p>1- (3) 指定理由書の簡略化について 指定理由書は、簡略化せずに説明が適切になるよう改善する。</p> <p>1- (4) 一般競争入札について 契約事務にかかる基本的姿勢でも示したように、清掃事業は市町村が基本的に自ら行うことと法的に明確に規定されており、そうした範囲内で委託が認められている。そのため、民間事業者の中に競争的環境が十分に育っていない現状がある。随意契約では、事前に資力、信用、技術、経験及び業務内容に精通しているか等調査して、契約の相手方にすることに支障がないものを選定している。 これまで23区内の清掃事業を担ってきた関係事業者の更なる活用、且つ23区の清掃事業の協調連携も踏まえながら、清掃事業のサービスの質と効率性を高めるために、業務の安定性、企業の信頼性などが担保されることを条件に新規事業者の参入や競争性を高めることなどを図って行く。</p>		

<p>指摘事項・意見</p>	<p>2 雇上契約関係について ○将来的な課題として一部事務組合負担金の負担方法の見直しや、雇上会社との契約形態をゴミ削減努力が経費削減に結びつく方式に変更することができれば清掃事業コストの削減につながるものと考えられる。 ○雇上会社以外の一般民間業者が参入する機会を作ることができれば、競争性が確保され、それに伴うコスト削減効果が期待できる。契約形態についても雇上契約から、収集作業を含めた委託契約に変更することが可能となり、単価契約から総価契約に変更することも可能となる。委託先に効率的な業務執行が求められる契約形態への変更によりコスト削減が期待できる。</p>		
<p>現在の状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 一部実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 検討</p>
<p>対応策</p>	<p>2- (1) 「東京二十三区一部事務組合」分担金について 一部事務組合の分担金については、平成18年度以降は、区収集分について、人口割りからごみ量割りにすることで見直しを行った。</p> <p>2- (2) 雇上契約形態の変更について 雇上契約については、東京都清掃局時代からの歴史的沿革の中で特別区長会長が覚書を交わし、23区全体が今日の契約形態に至っている状況であり、杉並区単独での見直しや離脱は困難である。特別区長会が平成17年11月に一部見直しを行ったが、粗大ごみ・資源に限定され、可燃ごみ、不燃ごみについては依然として覚書の制約がある。 今後、杉並区が区直営から民間会社へ収集・運搬を併せて委託するため、特別区長会が可燃ごみ、不燃ごみの収集・運搬を各区事項とするよう働きかけるなど、雇上会社との覚書について必要かつ十分な見直しを図る。</p>		

<p>指摘事項・意見</p>	<p>3 契約実務関係について ○契約単価は安易に同様な契約の契約単価をそのまま使用するのでなく、その業務に適した契約単価について検討する等の手続きを行うべきである。 ○システムの運営委託はシステム設計時にその設計費用を基準として契約先を選定するだけでなく、その後の運用費用を含めたトータルコストの提示を受け契約先を選定する必要がある。また、運営や保守業務についても発注先の倒産等のリスクを考えるとできるだけ代替可能な業務内容となるようなシステム設計が求められる。 ○予定価格決定前に指定予定業者と契約金額の交渉を行うことには問題がある。あくまでも予定価格設定のための積算見積を行う範囲内での情報収集に止め、契約金額は随意契約の契約時に決定すべきである。 ○予定価格と契約金額の比率が100%になっている契約、過去3年間、金額・単価等に変動がない契約や金額等の増加がある契約につき、予定価格設定時の積算見積が適正であったのか疑問が残る。契約金額・契約単価に変動のない契約については特に注意して頂きたい。 ○使用料免除の根拠規定及びその具体的理由について契約関係書類上も明確に記載しておく必要がある。</p>		
<p>現在の状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 一部実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 検討</p>
<p>対応策</p>	<p>3- (1) 契約単価について 契約単価については、安定的で確実な事業を進めるなかで、コストの低い契約単価となるよう契約しているが、今後も他自治体や民間などの多くの比較検証の単価を参照しながら最小の経費で最大の効果の原則に基づき適正な契約単価で契約する。</p> <p>3- (2) システムの運営委託について 現在の粗大ごみ受付システムは、導入時に「システム開発及び運営委託」について見積もりを行っている。システムの開発委託契約は、代替可能性を踏まえるとともに、リスクの管理や軽減について考慮した契約を行う。また、一定の継続的な契約の方が効率性が高いため、長期継続契約を検討する。</p> <p>3- (3) 契約金額の交渉について 契約事務を行う際、見積もり時の情報収集は必要最小限にし、予定価格決定後、予定価格の範囲内で契約交渉を行っている。契約金額は契約時に決定されている。</p> <p>3- (4) 予定価格の設定及び使用料免除規定の記載について 予定価格の設定については、今後とも適正な事務処理を行うとともに、常に事業費の削減に努める。また、免除規定の記載については、改善する。</p>		

<p>指摘事項・意見</p>	<p>○自主事業で使用している部分については正規の使用料を徴収し、その事業内容が補助金等の支給要件を満たすのであれば補助金等を支給し事業の育成をはかるべきであるとする。また、現状の使用料免除は実質的な補助金であると考えられるがその金額が区民に情報開示されない点からも問題がある。</p> <p>○今後も賃貸借契約を継続し賃借料を払い続ける場合と区が建物を買い取った場合とどちらが区の財政面から有利となるかについて検討する必要がある。</p> <p>○契約書作成時には契約内容を十分吟味して実態に即した内容の契約書を作成する必要がある。</p>		
<p>現在の状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 一部実施</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 検討</p>
<p>対応策</p>	<p>3- (5) 「リサイクルひろば高井戸」の使用について 区が循環型社会形成を目的に借りている「リサイクルひろば高井戸」のNPO法人への貸し出しについては、NPO法人の自主事業であっても、本来区が進めるべきごみ減量や廃棄物の再利用である。それらが安定的事業となるかどうかの行方も含め、自主事業部分の使用料の徴収、補助金の支給等総合的な費用対効果で検討する。</p> <p>補助金については、区の補助金審査会で補助金の見直しが行なわれている。指摘は使用料減免制度全体の問題であるが、よりわかりやすい形で説明責任が果たせるよう今後改善を進める。また、賃借料のコスト比較としては、指摘事項について検討する。今後、賃貸借契約を継続していくかの施策判断は、相手の売却意思、建物設計と20年契約の遵守、今後の環境事業の変化の可能性などの課題を踏まえていかなければならない。</p> <p>3- (6) 契約書作成時の留意について 契約実態に合わない契約書記載の不備についてはケアレスミスであり、結果的に財務上の影響はなかったとの指摘もあるが、今後厳しく指導するとともに、細心の注意を払い事務処理を行うよう徹底する。</p>		

<p>指摘事項・意見</p>	<p>4 見積もり関係について ○見積書の精査は本来、区独自で調査した積算見積りをすべきである。事業者の見積りに依拠せざるを得ない場合であっても、複数社の資料を入手し比較し積算見積りを行うか、見積書の内容を精査すべきである。 ○予定価格と契約価格にあまり差異がない理由としては、指定予定の業者からの見積書を参考に予定価格を設定しているため指定予定業者がある程度予定価格を推測できることが原因と考えられる。契約価格は競争による経済性が反映されておらず、また予定価格の積算方法にも問題がある。 ○積算見積りの段階で、区独自の積算ないし複数者からの見積り入手と見積り内容の精査等を実施すべきである。</p>		
<p>現在の状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 一部実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 検討</p>
<p>対応策</p>	<p>4 見積書徴取事務について 予定価格については、資力、信用、技術及び経験等を踏まえ、業務内容に精通し、契約の相手方とすることに支障がない者から下見積りを徴取し、適正価格の調査を行っている。また、信用における価格調査機関が発行している刊行物等を利用し、原価計算方式による積み上げを行い、適正な予定価格の設定に努めている。 複数の事業者から見積書を徴取することは重要なことであり、また、徴取した見積書を精査することは日頃から行っているところである。区独自に積算根拠を設定する際に、要する時間や経費等を考慮すれば、予定価格の設定に必要な情報を入手し利用する方法は、契約の内容などによるが事務処理の効率に寄与する合理的方法のひとつと考える。</p>		

VI 家庭ごみ有料化関連について

<p>指摘事項・意見</p>	<p>1 家庭ごみの有料化 ○将来的なごみ減量対策として家庭ごみ有料化を検討する価値は十分ある。 ○世帯数が多数にのぼる特別区の実施には、均一料金制が適しているものと判断できる。料金の徴収事務を見ても、複雑な料金体系を採用した場合に生じる、徴収コストの増加は避けるべきである。 ○料金水準そのものも近隣の自治体の水準を考慮しなければならない。そのためには正確なごみ収集運搬経費の算定と今後の経費削減目標を定め、ごみ排出者としての住民負担割合の算定にも理解を求める努力が必要になる。 ○住民にとって扱いが容易で、公平性が担保される仕組みが求められる。具体的には有料指定袋制、シール方式が考えられるが、杉並区の場合従来からの23区推奨袋制度、事業系ごみのシール方式等との整合性をも考慮する必要がある。 ○家庭ごみ有料化の導入に際して最も重要なことは、住民の有料化に対する理解と合意形成を得る過程において住民が主体的にごみ減量やリサイクルの必要性を理解し取り組んでもらえるような啓発活動の推進を積極的に行うことである。有料化の成否は実施の検討を含めて住民のごみ排出に対する理解とモラルの向上といった住民マインドの高まりによって、杉並ごみ半減プランにも掲げている区民と行政の協働を具体的に進めることにある。 ○家庭ごみ有料化の検討に当たっては、「すぎなみ環境目的税」と家庭ごみ有料化の関係を明確に整理されることを望む。 ○具体的な家庭系ごみ有料化についての検討を行う必要がある。実施するか否かは最終的には住民の判断となるが、杉並区が目標とするごみの削減達成のための施策のひとつとして、検討する意義は十分あると考えられる。検討を行うに際しては住民に対する情報公開の観点からより杉並区の実情に合わせたより精度の高い収支シミュレーションを実施し区民に対し情報提供する必要があると考えられる。 ○区民にとって負担の増加を伴う家庭ごみの有料化実施には、まず行政がコスト削減等の可能な限りの経営努力をした後でなければ、区民の理解は得られないはずであり、なしうる努力を事前にすべきことは言うまでもない。</p>		
<p>現在の状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 一部実施</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 検討</p>
<p>対応策</p>	<p>1 家庭ごみ有料化の検討について 家庭ごみの有料化は、平成16年12月に策定した「杉並ごみ半減プラン」（一般廃棄物処理基本計画目標達成プログラム）において検討課題としている。 家庭ごみ有料化の検討にあわせて、区全体及び環境清掃部門の行財政改革によるコスト削減の一層の推進を区民と協働して進めていきたい。また、ごみ収集にかかる経費やリサイクルの必要性・環境問題などについて、あらゆる機会を活用し、区の今後の取り組みなどを積極的にPRや情報提供して行く。 家庭ごみの有料化については、「スマートすぎなみ計画」の中で、平成19年度に方針決定をすることとしている。</p>		

Ⅶ 戸別収集関連について

<p>指摘事項・意見</p>	<p>1 戸別収集 ○実施するか否かは別にして戸別収集導入についての検討自体は行う必要がある。 ○戸別収集を実施した場合の作業負担、経費の増加の把握に努めるほか、モデル地区の選定、テスト試行、モデル地区住民の実態調査を行うことが有用と考える。 ○ふれあい収集をもう一步踏み込んだ形で戸別収集時に高齢者の安否確認を実施している自治体もある。戸別収集の実施に際しては検討されたい。</p>		
<p>現在の状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 一部実施</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 検討</p>
<p>対応策</p>	<p>1 戸別収集の検討について 戸別収集は、平成16年12月に策定した「杉並ごみ半減プラン」（一般廃棄物処理基本計画目標達成プログラム）において、戸別収集のモデル事業を検討課題としている。 区では、一人暮らしの高齢者や障害者等について「ふれあい収集」という名称で753件（平成18年2月）の戸別収集を行っている。 「ふれあい収集」の実施に当たっては、数回ごみが出されていない対象者宅について、収集職員が当該宅を訪問し安否確認を行っている。併せて、清掃事務所からも連絡し、状況確認を行っている。今後、家庭ごみ有料化、家庭ごみ収集・運搬の民間委託とも調整を図りながら具体化を検討する。</p>		